(趣旨)

第1条 この規則は、<u>嘉麻市企業誘致条例(令和2年嘉麻市条例第28号。以下「条例」という。</u>)第11条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、<u>条例</u>において使用する用語の例による。

(対象事業)

- 第3条 <u>条例第3条第1号</u>に規定する事業は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定める産業分類に準ずる、 次に掲げる事業とする。
  - (1) 農業、林業
  - (2) 製造業
  - (3) 情報通信業
  - (4) 道路貨物運送業
  - (5) 倉庫業
  - (6) こん包業
  - (7) 卸売業
  - (8) 学術研究、専門・技術サービス業
  - (9) 宿泊業、飲食サービス業(ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める許可及び届出が必要なものは除く。)
  - (10) その他本市における産業振興又は雇用増大に資する事業として特に市長が認めたもの

(奨励措置適用申請書の提出)

第4条 <u>条例第4条</u>に規定する奨励措置を受けようとする者は、対象事業所の新設又は増設の工事等に着手する前に、嘉麻市企業誘致奨励措置適用申請書(<u>様式第1号</u>)に事業所新設(増設)計画書(<u>様式第2号</u>)及び事業計画書(<u>様式第3号</u>)を添えて、市長に提出しなければならない。

(決定通知)

第5条 市長は、<u>条例第4条</u>の規定による奨励措置について決定したときは、嘉麻市企業誘致奨励措置適用決定通知書(<u>様式</u> 第4号)により申請者に通知する。

(届出)

- 第6条 <u>前条</u>の規定により奨励措置の決定を受けた者(以下「適用企業」という。)は、<u>次の各号</u>のいずれかに該当するとき は、当該各号に該当した日から10日以内に、当該各号に定める届出を市長に提出しなければならない。
  - (1) 対象事業所の事業を開始したとき 事業開始届(様式第5号)
  - (2) 対象事業所の事業の全部又は一部を休止若しくは廃止したとき 事業休廃止届(様式第6号)
  - (3) 条例第6条の規定による対象事業所の新設又は増設の計画の全部又は一部を変更しようとするとき 事業計画変更 届(様式第7号)
  - (4) 条例第7条の規定による奨励措置の承継を行うとき 事業承継届(様式第8号)

(必要書類の提出要求等)

- 第7条 市長は、必要があると認めるときは、適用企業に対し、次に掲げる書類の提出を求め、かつ、関係職員に実態調査をさせることができる。
  - (1) 会社法(平成17年法律第86号)第435条第2項に規定する書類
  - (2) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
  - (嘉麻市工場等誘致条例施行規則の廃止)
- 2 嘉麻市工場等誘致条例施行規則(平成18年嘉麻市規則第118号)は、廃止する。
  - (嘉麻市工場等誘致条例施行規則の廃止に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の嘉麻市工場等誘致条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の 行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第1号(第4条関係)

嘉麻市長 様

申請者 主たる事業所の所在地 (個人にあっては住所)

名称及び代表者氏名 (個人にあっては氏名)

1

## 嘉麻市企業誘致奨励措置適用申請書

新設(増設)しようとする事業所について、嘉麻市企業誘致条例第4条による奨励措置の適用を受けたいので、嘉麻市企業誘致条例施行規則第4条の規定により、事業所新設(増設)計画書、事業計画書その他関係書類を添えて下記のとおり申請します。

- 1 新設(増設)事業所の投下固定資本予定総額
- 2 新設(増設)事業所の常時使用する従業員予定数
- 3 事業所等建設着手予定年月日及び完成予定年月日
- 4 事業開始予定年月日
- 5 希望する奨励措置の種別、その内容及び準備

## 事業所新設(増設)計画書

申請者 主たる事業所の所在地(個人にあっては住所)

名称及び代表者氏名 (個人にあっては氏名)

(A)

- 1 新設(増設)計画概要
- 2 投下固定資本計画一覧表 (種類、数量、金額等に分類する。)
- 3 資本計画概要
- 4 電力、工業用水及び輸送計画概要
- 5 事業所用地見取図及び事業所敷地内施設配置図
- 6 その他必要書類

# 事業計画書

申請者 主たる事業所の所在地 (個人にあっては住所)

名称及び代表者氏名 (個人にあっては氏名)

(A)

- 1 事業計画概要
- 2 生産計画概要
- 3 労務計画概要
- 4 原材料の取得計画概要
- 5 製品製造工程の略図

第 号年 月 日

様

嘉麻市長 印

# 嘉麻市企業誘致奨励措置適用決定通知書

年 月 日付け貴社より申請のあった嘉麻市企業誘致条例に基づく奨励措置について、下記のとおり奨励措置を行うことを決定したので、 嘉麻市企業誘致条例第5条第2項の規定により通知します。

記

奨 励 事 項

嘉麻市長 様

申請者 主たる事業所の所在地 (個人にあっては住所)

名称及び代表者氏名 (個人にあっては氏名)

(EII)

#### 事 業 開 始 届

下記のとおり、事業を開始しましたので、嘉麻市企業誘致条例施行規則第 6条第1号の規定により届け出ます。

- 1 事業所の名称及び所在地
- 2 事業所を開始した年月日
- 3 奨励措置の決定を受けた年月日及び決定通知書の番号
- 4 事業所を開始したときの規模
- (1)投下固定資本設置一覧表(種別、数量、金額等に分類する金額は、 帳簿価格)
- (2) 事業所敷地内施設配置図 (完成施設について)
- (3) 従業員種別一覧表

嘉麻市長 様

申請者 主たる事業所の所在地 (個人にあっては住所)

名称及び代表者氏名 (個人にあっては氏名)

(A)

#### 事業休廃止届

下記のとおり、事業を廃止 (休止) しましたので、嘉麻市企業誘致条例施 行規則第6条第2号の規定により届け出ます。

- 1 事業所の名称及び所在地
- 2 奨励措置の決定を受けた年月日及び決定通知書の番号
- 3 事業所を開始した年月日
- 4 事業所を廃止(休止)した年月日
- 5 事業所を廃止(休止)した理由

嘉麻市長 様

申請者 主たる事業所の所在地 (個人にあっては住所)

名称及び代表者氏名 (個人にあっては氏名)

(A)

## 事業計画変更届

年 月 日付けで提出しました嘉麻市企業誘致奨励措置適用申 請書及び添付書類の記載事項を、下記のとおり変更したいので、嘉麻市企業 誘致条例施行規則第6条第3号の規定により届け出ます。

- 1 事業所の名称及び所在地
- 2 奨励措置の決定を受けた年月日及び決定通知書の番号
- 3 事業所を開始した年月日
- 4 事業計画の変更箇所
- 5 事業計画の変更内容
- 6 事業計画の変更理由

嘉麻市長 様

申請者 主たる事業所の所在地 (個人にあっては住所)

名称及び代表者氏名 (個人にあっては氏名)

(A)

## 事業承継届

事業を承継したいので、嘉麻市企業誘致条例施行規則第6条第4号の規定 により下記のとおり届け出ます。

- 1 奨励措置の決定を受けた年月日及び決定通知書の番号
- 2 新たに事業を承継する者(法人にあっては主たる事務所の所在地、名 称及び代表者の氏名、個人にあっては住所及び氏名)
- 3 新事業所名称
- 4 新事業所種目
- 5 新事業開始予定年月日
- 6 承継年月日
- 7 承継の理由